

公益社団法人福井県観光連盟 入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福井県観光連盟（以下「この法人」という。）定款第6条および第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会および退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書（様式1）を会長に提出しなければならない。

2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に定款で定める会員資格に応じて理事会において決定する。

(1) この法人の目的に賛同するものであること。

(2) この法人の会員であった者においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

(3) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（様式2）により、入会申込者に通知しなければならない。

4 入会者は、会員名簿に登録しなければならない。

(退会)

第3条 会員は、退会届（様式3）を提出して、任意に退会をすることができる。

2 定款第10条第1項第1号の規定により、会費の支払義務を2年以上履行しなかったときその他定款で定める場合には、当該会員は退会したものとみなす。

(変更)

第4条 この規程は、定款第6条および第8条の規定により、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。